

児童養護施設における施設内暴力に関する研究 —子どもから職員への暴力の背景と対応過程に視点を置いて—

A Study on violence in children's home

— Focusing on backgrounds and support processes of the violence from a child to the child care worker —

吉村 美由紀 *Miyuki Yoshimura*
(人間発達学部)

1. はじめに

児童養護施設（以下、施設）等における暴力・虐待等の予防に関して、2008年（平成20年）の児童福祉法改正にて「被措置児童等虐待防止」に関する規定が設けられた。この法改正では、社会的養護のもとで起きる虐待の定義や発見時の通告義務等が明記され、被措置児童の権利擁護に向けた前進と言える。しかし、全国社会福祉協議会調査（2009）において、児童養護施設内で生じている暴力の発生過程では、子ども同士（「子ども間」、子どもと職員（子どもと職員間）、職員同士など多様な影響があることが指摘されており、関係性や組織の全体構造をとらえる視点の必要性が報告されている。単純な個人的要因のみに起因するのではなく、要因が複雑に関連し合い、対応のあり方も職員一人の意識改善や努力だけでは困難な場合が多いことが指摘されている。

筆者は2010年に全国の施設にアンケート調査を実施したが、その結果では「子ども間」と「子どもと職員間」において、暴力的な行為が施設の日常生活で生じやすいことが示された。このことは、全国のどのような施設でも起こりうる可能性の高さがよみとれ、子どもとの対応を熱心に善良な思いで行っている施設であっても、防ぐことが非常に困難な現状もあることが考えられた。

そこで、筆者は2012年に実施した全国の施設調査において、前回の調査をさらに深めることとし、どのような状況下で「子ども間」と「子どもと職員間」で暴力的な行為が生じているのか（背景・要因）、生じたときの対応はどのように行われたのか（対応過程）、その後の経過はどうであったか（経過）の3点について、具体的なアンケート調査を行った。この調査により、暴力が起きやすい背景を把握し、その暴力事例における対応のプロセスの分析を行い、その対応と経過を振り返ることで、暴力対応のために必要なことや今後の課題を明らかにしていきたいと考える。

本稿では、「子どもと職員間」暴力のうちで、「子どもから職員」に向けられた暴力に焦点化して分析及び検討を行う。

2. 子どもから職員への暴力とその対応に関する先行研究

施設内において子ども間の暴力に関する研究報告はいくつかみられる。しかし、子ども

から職員への暴力とその対応に関して特定した研究は少ない。

施設内暴力としての実態把握を行ったものとして、酒井ら (2009) による兵庫県内 14 の児童養護施設を対象とした職員による自由記載のアンケートの事例調査がある。この調査では 1 年間 (H19 年度) の県下全施設内における暴力事件は 797 件であり、①「子ども同士」、②「子どもから職員」、③「職員から子ども」の暴力の各実態について報告されている。また、具体的な事例からよみとれる暴力発生のメカニズムの解明を試みており、「子どもから職員」への暴力では、暴言を吐く行為が多く、身体に直接的ではないが、子ども自身の怒りを職員に対する言葉の暴力といった間接的な表現によって起きていることが報告されている。この調査から、施設では日常生活において、安心・安全が保障されていない可能性が指摘されたとともに、暴力の事例が生じた背景や関係性をふまえ、混在する要因の検討により、「健全な人間関係のモデルを示すことができる」立場としての職員の役割の必要性が述べられている。しかし、子どもから職員への暴力が生じた後の具体的な対応や援助方法については触れておらず、実態を示すことが中心となっている。

児童養護施設における暴力の実態について、ある都道府県管轄下の全施設調査を行った多賀ら (2012) の研究がある。A 県管轄下にある全児童養護施設十数施設に、2008 年から 2009 年の 1 年間に実施した職員調査であり、子ども間、子どもと職員間のあらゆる暴力について職員の自己申告によって自由記述回答を得たものである。この調査によると、「児童から職員へ」の暴力が全体の 2 割弱であり、その背景は職員が児童の態度や行動を注意したことに対する反発や、施設内での生活の不安・不満や苛立ちを報告しているケースが見られる。また、暴力に対する職員の対応の結果について自由記述のカテゴリー分析では、「その場で加害者を制止・注意」したケースが 8 割以上、「時間をおいて加害者を注意」が次いで 2 割である。この調査研究の対応に関する調査ではあらゆる施設内暴力の対応について詳細は触れていないがおおよその対応の傾向のみ示されている。

施設内暴力の対応に関する実践報告、研究として安全委員会方式による田嶋の実践、研究がある。この安全委員会方式では、施設外部で構成する外部委員と、施設長や主任児童指導員などで構成する内部委員を設置するものである。また身体暴力について職員が個別の聞き取り調査を子どもに定期的に行う。この丁寧な聞き取り調査などで「子ども間暴力」が顕在化した場合に、その基本対応の段階的な流れとして、安全委員会からの①嚴重注意、②別室移動、③一時保護 (児童相談所へ要請)、④退所 (児童相談所へ要請) をあげている。この基本対応の流れは、子どもから職員への暴力への対応においても同様となっている。この安全委員会方式は徹底した暴力を許さない施設づくりの手法である。施設職員全体の意識変革により職員のチームワークの醸成や、外部委員が加わることで施設内の透明性が保たれ、暴力が生じた時に常態化しないよう、即応的に徹底した対応がとられる。子どもたちには、大人側が暴力を許さない意思や熱意を明確に伝えることができ、暴力行為を抑制する気運が施設内に形成されやすくなる。そして定期的に継続的な聞き取り調査

が行われることにより、暴力的な雰囲気は早めにキャッチし、早期対応により暴力を未然に防ぐことが可能となる。また暴力を起こした子どもと担当職員の信頼関係の形成にも配慮した対応もとられている。さまざまな状況が想定された安全委員会方式は、施設内暴力対応のシステムとして効果をあげていることを実践報告で述べられている（田嶋 2011）。

さらに、児童福祉施設等における「子どもの暴力対応実践マニュアル」（浅井 2011）において早川（2011）は、子どもから職員への暴力の対応について、職員の暴力発生時点での対応、事後の対応、終結の3段階に分けて対応のポイントと手順を整理している。また、「子どもの危機対応マニュアル」（浅井 2012）において暴力問題への対応で、子どもから職員に向けた暴力があった時の対応がまとめられている。暴力を受けた職員を被害職員とし、対応のポイントとしては、加害児の気持ちや背景に目を向けてその場は対応することが望まれるが、被害を受けたら無理をせず応援を呼ぶこと、誰かに相談し話を聞いてもらう姿勢が重要であるという。流れとして、暴力問題発生後、応援要請・施設内対応、受診あるいは施設内応急処置あるいは施設内職員へ相談、管理者へ報告、状況確認や面接、緊急会議、家族・児童相談所・学校等への報告、全体会議、防止策実施や子ども・職員ケアといったものがフローチャートで示されている。

また、浅井らの示した対応マニュアルのポイントでも触れられていたように、子どもから職員への暴力が生じた場合に、その暴力の背景についての理解の必要性等について西澤（1999）は被虐待児への対応に関する心理的視点から述べている。施設で生活する子どもは、家庭で虐待を受けてきた子どもが多く、明らかな被虐待経験のある子どもの割合は全国調査で53.4%という報告があり（厚労省 2008）、そうした現状を踏まえ、被虐待経験のある子どもが暴力を起こす背景について西澤（1999）は、虐待環境で子どもが成長することによって、子どもの対人関係のパターンは様々な歪みを抱えてしまい、「虐待的人間関係の再現傾向を生じさせていることがある」という。また、「児童福祉施設における虐待を受けた子どもへの対応」において、西澤（2007）は虐待によるトラウマの再現性として、他者への暴力が生じやすく、虐待的人間関係の再現を起こしやすいという。虐待がもたらす心理的影響として怒りの行動化や ADHD 様症状（注1）についても述べており、さらに、愛着障害としての共感性の欠如、反社会性人格障害との関連について言及している。そうした子どもの心理的背景を理解した対応が望ましいことが述べられている。

本研究のアンケート調査において、これらの先行研究をふまえながら調査内容を検討している。特に本研究においては子どもから職員への暴力が生じたときの背景・要因、対応過程に観点をおいてアンケート調査の分析を行った。特に、子どもから職員への暴力が生じたときの対応の実態については、自由記述による回答から質的な分析と考察を行い、今後の課題を検討した。

3. 調査の方法

調査内容: 児童養護施設 (以下、施設) において、どのような状況下で「子どもと職員間」で暴力的な行為が生じているのか (背景・要因)、生じたときの対応はどのように行われたのか (対応過程) について、具体的に探るためにアンケート調査を行った。今回は、「子どもと職員間」暴力のうち、子どもから職員に向けられた暴力について焦点化して分析を行った。

なお、職員調査はできるだけ本音の回答が得られるよう、また倫理的配慮のため、匿名で行った。また、本調査における暴力の定義については、「人の心とからだを傷つける行為」*とし、この定義に該当する行為を暴力として回答してもらったが、暴力へのとらえ方に若干の個人差が生じていることがある。

* 森田ゆり『子どもと暴力』岩波書店 (1999) の定義を援用

調査対象: 児童養護施設の職員 施設数 585 箇所 に質問紙 3 部 (経験年数 3 段階別)
郵送部数 1755 * 郵送により無記名で個別に投函していただく。
有効回答数 377 回収率 21.5% である。

調査主体: 「NPO 法人子どもサポートネットあいち」(代表: 長谷川真人)

調査担当者: 吉村美由紀・長谷川真司・吉村譲

調査期間: 2012 年 6 月末～7 月末

調査方法: 各施設に質問票を 3 通ずつ郵送、個人が特定されないよう無記名で個別に投函してもらう形で行った。

4. 倫理的配慮

アンケート調査の実施においては、回答票には各施設の職員の個人が特定されないよう施設名、及び記入者名の記載を求めず、個別に投函してもらった。調査結果の集計 (自由記述を含む) においてもプライバシー保護のため施設や個人が特定される記述内容の有無に細心の配慮を行った。

5. 調査結果

(1) 回答職員の基本属性 (性別・職種・経験年数) ※ () 内の数値は実数

回答職員の基本属性について、性別は「男性」38.2% (144)、「女性」60.7% (229)、「不詳」1.1% (4) で女性の回答者がやや多かった。回答職員の職種は、「児童指導員」46.4% (175)、「保育士」39.0% (147)、「個別対応職員」8.2% (31)、「家庭支援専門相談員」3.4% (13)、「その他」1.9% (7)、「不詳」1.1% (4) であり、児童指導員が約 5 割であった。回答職員の経験年数は、「1 年目」4.5% (17)、「2 年目」11.7% (44)、「3 年目」12.2% (46)、「4 年目」6.6% (25)、「5 年目」8.8% (33)、「6 年目」8.2% (31)、「7 年目」7.4% (28)、「8 年目」4.5% (17)、「9 年目」6.4% (24)、「10 年目」4.5% (17)、「11 年以上 15 年未満」11.4% (43)、「15

年以上」12.2% (46)、「不詳」1.6% (6)であった。

(2) 職員が子どもからの暴力を受けた経験の実態

職員に、これまで子どもから暴力を受けたことがあるか尋ねたところ、「ある」66.3% (25)、「ない」33.7% (127)であり、6割以上の職員が子どもから暴力を受けた経験があると答えた(表1)。また、その内、1年以内に子どもから暴力を受けた職員は55.2% (137)、1年以上前に受けた職員は44.8% (111)であった。

1年以内に子どもから暴力を受けた職員に、さらに詳しく尋ねる設問を設けた。その子どもの性別を尋ねたところ(複数回答)、男の子から受けた職員が73.5% (100)、女の子から受けた職員は50.0% (68)であった。次に、暴力をふるった子どもの年代を尋ねたところ(複数回答)、最も多かったのは、中学生で41.9% (57)、次に小学校高学年で32.4% (44)、高校生が28.7% (39)であった(表2)。さらに、職員に暴力をふるった子どもについて障害の診断状況を尋ねたところ(複数回答)、最も多かったのはADHDと知的障害でそれぞれ18.7% (25)、次に反応性愛着障害で15.7% (21)であった(表3)。特に診断名は出ていないという回答者が59.0%であり、さらにその子どもに診断名は出ていないが、何らかの障害があると思われるか尋ねたところ、「と思われる」51.3% (39)、「思わない」48.7% (37)であった。そして、1年以内に受けた子どもから職員に対する暴力の内容(複数回答)で、最も多かったのは「身体的暴力(殴る・蹴る・叩く)」82.9% (116)で、次に「言葉による脅し」48.6% (68)、「器物破損」42.9% (60)の順であった(表4)。

表1

子どもから暴力を受けたこと n=377		
	度数	%
ある	250	66.3%
ない	127	33.7%
合計	377	100.0%

表2

暴力をふるった子どもの年代 n=137 (複数回答)			
	応答数		ケースの%
	度数	%	
幼児	11	5.4%	8.1%
小学校低学年	28	13.9%	20.6%
小学校中学年	23	11.4%	16.9%
小学校高学年	44	21.8%	32.4%
中学生	57	28.2%	41.9%
高校生	39	19.3%	28.7%
合計	202	100.0%	148.5%

表3

障害の診断の有無 n=137 (複数回答)			
	応答数		ケースの%
	度数	%	
A D H D	25	14.0%	18.7%
アスペルガー症候群	6	3.4%	4.5%
L D (学習障害)	5	2.8%	3.7%
反応性愛着障害	21	11.8%	15.7%
P T S D	1	0.6%	0.7%
知的障害	25	14.0%	18.7%
その他	16	9.0%	11.9%
特に診断名はでていない	79	44.4%	59.0%
合計	178	100.0%	132.8%

表4

どのような暴力があったか n=137 (複数回答)			
	応答数		ケースの%
	度数	%	
身体的暴力	116	24.4%	82.9%
*身体的暴力 (殴る)	61	12.8%	43.6%
*身体的暴力 (蹴る)	79	16.6%	56.4%
*身体的暴力 (叩く)	66	13.9%	47.1%
言葉による脅し	68	14.3%	48.6%
性的暴力	0	0.0%	0.0%
器物破損	60	12.6%	42.9%
凶器による暴力	9	1.9%	6.4%
その他	16	3.4%	11.4%
合計	475	100.0%	339.3%

*身体的暴力の内訳

(3) 職員が子どもからの暴力を受けた時の背景の実態

1年以内に子どもからの暴力を受けた職員に、その子どものうち、最も対応に苦慮した事例（以下、苦慮事例）について、さらに詳しく尋ねる設問を設けた。子どもから職員への暴力行為の苦慮事例において、推測される起因について尋ねた（複数回答）。最も多かったのは、「要求が通らないいら立ち」89.6%（120）であり、次に「ルールに対する不満」と「子ども同士のトラブルに介入したとき」が同数で35.8%（48）、「他の子どもから嫌なことを言われた」18.7%（25）であった（表5）。また、子どもから職員への暴力行為の苦慮事例について、暴力が起きたときにすぐに駆けつけてくれる範囲にいた職員について「1人」33.8%（46）で、「いない」26.5%（36）、「2人」19.9%（27）であった（表6）。

(4) 職員が子どもからの暴力を受けたときの経験年数の実態

これまでに子どもから暴力を受けたことがある職員に、暴力を受けたときの経験年数を尋ねた（複数回答）。最も多かったのは、1年目で26.6%（67）、2年目で23.8%（60）、3年目で17.5%（44）であった（表7）。

(5) 職員が子どもからの暴力行為を受けた直後の対応の実態（苦慮事例の対応）

1年以内に子どもからの暴力を受けた職員に、その子どものうち、最も対応に苦慮した事例について、暴力行為が生じた直後に、どのような対応を行ったかを自由記述で答えてもらった。自由記述の分析は以下の手順で行った。

表5

	暴力行為の起因 n=137 (複数回答)		
	応答数		ケースの%
	度数	%	
要求が通らないいら立ち	120	41.4%	89.6%
ルールに対する不満	48	16.6%	35.8%
子ども同士のトラブルに介入	48	16.6%	35.8%
他の子どもから嫌な事を言われた	25	8.6%	18.7%
他の職員から嫌な事を言われた	11	3.8%	8.2%
暴力した児童の発達に関する障害や医療的問題	19	6.6%	14.2%
職員自身の問題	10	3.4%	7.5%
その他	9	3.1%	6.7%
合計	290	100.0%	216.4%

表6

暴力のあったときすぐ駆けつけてくれる範囲にいた職員の人数 n=137		
	度数	%
いない	36	26.5%
1人	46	33.8%
2人	27	19.9%
3人	13	9.6%
4人以上	12	8.8%
その他	2	1.5%
合計	136	100.0%

表7

暴力行為を受けた時の経験年数 n=137 (複数回答)			
	応答数		ケースの%
	度数	%	
1年目	67	20.9%	26.6%
2年目	60	18.7%	23.8%
3年目	44	13.7%	17.5%
4年目	30	9.3%	11.9%
5年目	31	9.7%	12.3%
6年目	15	4.7%	6.0%
7年目	12	3.7%	4.8%
8年目	7	2.2%	2.8%
9年目	9	2.8%	3.6%
10年目	8	2.5%	3.2%
11年以上15年未満	18	5.6%	7.1%
15年以上	16	5.0%	6.3%
その他	4	1.2%	1.6%
合計	321	100.0%	127.4%

<自由記述の分析>

分析対象： 一年以内に子どもから職員へ暴力行為のあった事例のうち、最も対応に苦慮した事例について、自由記述で①背景・要因と暴力の内容についての詳細、②暴力行為が生じた直後、どのような対応をとったかの詳細を尋ねた設問のすべてに記述があったものを対象としたところ、138 事例であった。そのうち、記載内容が不明瞭な事例は内容の読み取りが困難なため除外し、内容について分析可能な記述のみを対象としたところ、111 事例が分析対象となった。

分析過程： 質的データ分析法（佐藤 2009）における定性的コーディングの手法を参考に分析を行った。①収集された文字テキストデータについてそれぞれの部分が含まむ内容を示す小見出しをつけコード化する。③コード化したものについて、類似点や相違点に注意しながら「対応内容」についてカテゴリー化する。④「対応内容」をカテゴリー化したものを、3つのレベル「内部・個別的レベル」、「内部・組織的レベル」・「外部・機関的レベル」)に分類した。「内部・個別的レベル」とは、施設内で、職員個人と子どもとの関係において対応される内容のものとし、「内部・組織的レベル」は、施設内で複数職員、職員チーム、職員組織と子どもとの関係において対応される内容とし、「外部・機関的レベル」は、施設外で他機関、家族との連携で対応される内容とした。最後に、各レベルごとで時間的なカテゴリーとして「緊急的に対応するもの」、「時間をおいて対応するもの・できるもの」に分けた（表8）。

分析結果： 一年以内に子どもから職員へ暴力行為のあった事例のうち、最も対応に苦慮した事例における暴力が生じた直後の対応では、施設内部で個別的レベルにおける緊急的対応のカテゴリーに分類されるコードが多くみられ、その中でも「感情の高揚を鎮める・刺激を少なく冷静さを取り戻す」対応や「暴力的な激しい行動の制止」といった対応が多くを占めた。施設内部で時間をおいて対応のカテゴリーに分類される内容では、「暴力以外の適切な方法で表現できるようにうながす」方法や「行動の振り返りができるようにする」対応がとられ、暴力行為から言語化へうながす取り組みの傾向が多くみられた。また内部組織的レベルの緊急的対応では「複数の職員による共有・協力等、第三者の関わりによる支え」にあてはまるコードが多数みられ、複数職員の協力体制の必要性の高さがよみとれる。

表8 子どもから職員に対する暴力行為への直後の対応 —自由記述のカテゴリ分析—

子どもからの暴力を受けたことがあると回答した職員で1年以内に受けたと答えた職員(137名)に、その子どものうち最も対応に苦慮した事例のみをあげてもらい、その暴力行為があった直後の対応について自由記述で詳細をたずねた。回答事例のうち、分析可能な111事例を対象として分析を行った。

※「内部・組織的レベル」については、施設内で個人のみではできないと考えられる対応を主に分類している。そのため、「内部・個別的レベル」に含まれる対応のうち、「内部・組織的レベル」においても対応されている場合がみられる。

※記述は、「直後の対応」としての回答であるが、直後のとらえ方にばらつきがみられる。

※要約の数値は、同様の回答があった数を示す。

時間的カテゴリ	支援内容のカテゴリ	暴力対応の要約		
内部・個別的レベル				
緊急的に対応するもの	感情の高揚を鎮める・刺激を少なく冷静さを取り戻す	【落ち着くまで待つ:8】		
		【別室対応:7】【タイムアウト:2】【個室で話を聞く】【個室に移す】【別室で振り返りをする】【落ち着ける場所へ移動】		
		【クールダウン:8】【クールダウンの提案】【子どもが自分でクールダウンをする】【場面を変えてクールダウン】		
		【冷静さを促す】【落ち着かせる】		
		【距離をおく:22】【子どもと距離をおく:4】【その場を離れる】		
		【個別対応:4】【一対一で話す】【対応職員を少数にした】		
		【自分の居室へ戻らせる:3】【一人にする】		
		【関わらず、そのまましておく】【放っておく】【キレだしたら関わりきもたない】		
		【時間をおく:8】		
		【様子を見る:2】【見守り】【落ち着くまで見守る】		
		【連れて帰る(逃げ出したところから戻る)】		
		【動じない意識での対応】【毅然とした態度】		
		【過剰に反応しない】【大きな声を出さない】【落ち着いて言葉がけする】		
		暴力的な激しい行動の制止		【力で抑えるしかない時もある】【手を出せないように子どもを力で抑える】【状況により体を抑える】【暴力を止めるために押さえつける】【暴力行為が治まるように体を抑える:2】【子どもの制止】【物にあたり始めた為に身体的に抑える】【手を抑える】【手や足をつかんで止める】【抑えつける】【座らせて後ろから抑止】【行動を抑える】【外に飛び出そうとするのを止める】【暴力行為の制止→暴力ととらえられないように気をつける】【暴力の制止】【力で制止する:2】
				【セラピューティックホールド】【ホールディング:7】【ギュッと抱える】
【言葉で制止】				
【感情のコントロール(抑制)】				
感情を吐き出させる		【言葉の暴力は聞く】【言いたいことを言わせる】【言葉で吐き出させる】		
		【落ち着くまで暴力を受ける】【続けさせる(ブロックを投げさせる)】【あえて叩かせる】		
他の子どもの安全配慮		【耐える】		
		【他の児童を避難】【他児との距離を離す】【トラブルのあった子ども同士の距離を置く】【被害児の避難】【相手児童を避難】【他児の安全を図る】【他児の安全を保つ】【年少児の安全配慮】		
時間を置いて対応するもの・できるもの	暴力以外の適切な方法で表現できるようにうながす	【暴力はいけなないことを話す:3】【暴力はいけなないことを伝える:4】【暴力への注意:2】【暴力では解決しないことを話す】【やっではないけなないことを話す】【注意すべき点を指摘】【間違っている点を指摘:2】【よくなかったことに対する注意】【言葉での注意】【短い言葉で注意】【暴力への注意と否定】		
		【他者(相手)の気持ちの理解につなげる】		
		【職員(相手)の感情を伝える(痛み・悲しみ・辛さ):7】		
		【「止めて」と伝える】		
		【(職員)の思いを言い返す】		
暴力以外の適切な方法で表現できるようにうながす		【思いの伝え方の転換】		
		【理由を聞き取る】【怒りの気持ちを聞く:2】【思いを聞き取る】【苛立ちの理由を聞き取る】【話を聞く】【トラブルの起きた子どもそれぞれの話を聞く】【気持ちを聞く】		
		【言葉で伝えるよう促す】【(言葉で表現するように)キーワードとなる言葉を伝え続ける】		
		【解決策の提案】		
		【言動の訂正を助言】		
		【別の要求の仕方を伝える】		

(左記の続き)	行動の振り返りができるようにする	【振り返りをする:7】【落ち着いてから振り返りをする:7】【振り返りによる整理】【落ち着いてから(翌日)振り返りを行う】【落ち着くまで待つ(数日)】【日にちをあけて対応】
		【落ち着いてから話す:11】【話をする:5】【トラブルのあった子どもと職員で話す】
		【事実を確認する】 【写真を撮る】(器物破損など)
	物事の理解を助ける・整理できるようにする	【理由を説明する:3】【要求を通せない理由の説明】
		【言葉で理由を伝える】
		【約束事の原因の説明】
	子どもの意志(自己決定)の尊重	【本人が距離をとろうとした時は、考えて行動するように声をかける】
		【謝罪を拒否する本児の気持ちを尊重】
	人との関係修復の方法を伝える・うながす	【謝罪の働きかけ:2】【謝罪を促す:7】
		【関係修復の声かけ】
		【職員の悪かった点の謝罪】 【話しかける】
	子どもを認める	【一部分を褒める】【行動の切り替え(一部分)を褒める】
【子どもの思いを汲む】 【児童の要求をのむ(不本意ながらルール違反を認める)】		
社会ルールの適応	【決まりを守るように話す】	
行動の責任(重み)の自覚をうながす	【弁償をさせる】 【外部機関(警察)の関与についてほめかす】	
安全な環境を整える	【破損物の処理】 【破損器物の修理】	
身体的外傷の治療	【ケガへの処置・治療:2】	
内部・組織的レベル		
(状況によって)緊急的に対応するもの	複数の職員による共有・協力等、第三者の関わりによる支え	【他の職員(第三者)の介入:18】【他の職員(第三者)へ助け・協力を求める:10】【他の複数職員で対応:4】【他の職員へ連絡:3】【他の職員と代わる】【他の職員への周知】【担当職員からの子どもへのフォロー】【担当以外の職員にも協力をお願いする】【他の職員との連携】【他の職員の協力(他児を離す)】【他の職員による制止の声かけ】
時間をいいて対応するもの・できるもの	スーパーバイザー的な職員からの支え	【主任級の職員に伝え話をしてもらう】【副団長の介入】【団長から暴力について話してもらう】【上司へ連絡】
	職員組織として全体で共有・支え合い	【全職員で話し合う】 【生活のルールの見直し】 【職員体制をとる】
	心理職による心理的視点からの支え	【落ち着いてから心理士が対応】
	子ども集団による主体性を活かす	【子ども会議でルールを作った】
外部・機動的レベル		
時間をいいて対応するもの・できるもの	他機関との連携・関与	【児童相談所へ連絡】【児童相談所による関わり】 【精神科への受診】【通院】【服薬:2】【病院へ入院】
	一時的に環境を変える(気持ちの切り替え)	【一時保護所の利用】【環境を変える】
	家族との連携によるもの	【保護者への連絡(ケガの報告)】

6. 考察と実践への示唆

<実態と背景から>

子どもから職員に対する暴力は6割の職員が経験していた。暴力をふるった子どもについては、中学生などの思春期の年代やその前後の年代が多い結果であった。小学校高学年と中学生を合わせると7割(74.3%)となる。思春期における問題行動について、渡辺(2007)は、思春期の発達段階に照らし合わせて理解する必要性を述べている。前思春期(小学校高学年ごろ)には、二次性徴の発現とともに情動の波打ち、男子も女子も生意気な態度で母親に反抗したかと思うと幼児のように甘え、母親への依存からの離脱を目前にしながら絆を確認する時期であること、また思春期初期(中学生ごろ)には性の身体的変化とともに心の発達にも影響していくという。そうした時期であることをふまえ、問題行動が生じる背景には、その子独自の意味や機能があること、その子の現在と今まで生きてきた周囲の関係性の問題が内包されていると述べている。このことから、施設の子どもにとって親の役割を代替している存在である職員は、特に暴力行為が起きやすい思春期前後の子どもの発達段階についての基礎的な理解のもと、その時期の子どもの心身状態をとらえた対応が必要である。さらには、思春期に暴力的行為で表現をする子どもの周囲の関係性の問題もとらえていく必要があるといえる。また思春期前後に限らず、職員は暴力対応を考えると、暴力で表現する子どもの心身において、どの発達段階で生じていることなのか考慮して対応を検討する必要があると考える。

また暴力の内容については、身体的な暴力が8割という調査結果がみられた。暴力の起因で多かったものは、要求が通らなかったことや、子ども同士のトラブルを鎮めようとした時、生活のルールに対する不満から起きるなど、日常的に頻繁に起きやすい出来事が契機となっていた。

そして、暴力を起こした子どもの背景において、ADHDや、知的障害、反応性愛着障害の診断を受けている子どもも3~4割であった。特に診断名は出ていないが、何らかの障害があると「思われる」と回答されたものは5割以上であった。こうした障害等を背景として他者との関係性やコミュニケーションに困難を抱えている子どもへの対応については、各障害特性について配慮した対応の必要性があげられる。例えば、ADHDが背景にある場合は障害により自ら衝動性を抑えることが困難であり、そうした障害特性を知り得たうえで関わりの工夫や環境づくりが不可欠となる。症状によっては医療機関との連携のもと、薬物療法等を用いながら感情の安定を図りつつ、対人関係の持ち方やコミュニケーション力を長期的に養っていく工夫が求められる。また、反応性愛着障害が背景にある場合であるが、杉山(2007)によると、反応性愛着障害^(注2)は生後5歳未満までに親やその代理となる人と愛着関係がもてず、人格形成の基盤において適切な人間関係をつくる能力の障害が生じており多様な症状を併せ持っていると述べている。杉山(2007)は、こうした愛着障害の修復のためには、代替となる愛着者の存在が必要であること、しかしそ

の対象者との愛着形成の過程で暴力的行為などの問題が噴出することもあると述べている。

こうしたことから暴力行為を生じさせている根底要因が何らかの障害を背景として考えられる場合にはその障害特性の適切な理解のもと、対応することが重要である。そのため職員は、発達障害、愛着障害、知的障害などの障害特性の理解や、その特性に配慮した対応方法に関する専門的知識と技術を身につけておくこと、職員間での共通理解と一貫性のある対応、あるいは適宜、研修の機会が必要と考える。

<子どもから職員に対する暴力への対応から>

一年以内に子どもから職員へ暴力行為のあった事例のうち、最も対応に苦慮した事例における暴力が生じた直後の対応では、施設内部で個別的レベルにおける緊急対応の必要性が高く、暴力を受けた職員（或いはその場にいる職員）がまずは個別で対応しなければならない項目が多くみられた。また、他の職員に連絡し、協力や介入をしてもらっている事例も3割半程度（42事例/111事例）みられた。暴力を受けた職員は、対応過程の中で、興奮した子どもを落ち着かせて、暴力の被害がより大きくならないようにし、暴力を起こしている子ども自身の安全を保つこと、周りの子どもたちへの安全の配慮も即座に行っている。しかし、暴力を受けた職員は、その子どもの怒り（いら立ち）を受ける対象ともなっているために、暴力を起こす子どもとの適切な距離をとり、あるいはお互いのクールダウンをはかりながら対応しなければならず、他の職員の介入、協力がなければ十分な対応が困難であることも多く予想される。このことから、普段においてどのような時でも、施設内部の組織的レベルな対応として複数の職員、チーム対応として第三者が介入できるようにしておくことは、不可欠な課題といえる。しかし、自由記述の分析では「他の職員に介入してもらった」という記述が多くみられたものの、分析対象事例全体の約3割半程度であり、またアンケート数値結果では1年以内に暴力を受けた回答者（137名）で、暴力が起きた時に、すぐに駆けつけてもらえる範囲にいた職員は、一人あるいは、誰もいなかったということが6割程度と多く、職員体制の見直しや充実の課題があげられる。

また直後の対応において、施設内部の個別的レベルで、暴力を起こした子どもを身体的に力で抑え込まなければならなかった事例もみられ（18事例/111事例）、子どもの暴力行為がエスカレートしないように、また被害が拡大しないためにやむをえず体で制止させる対応となったことが考えられる。しかし、力で体の動きを抑える対応は、子ども側が職員の体力よりも上まわる（強い）場合は難しい対応といえる。また、職員側としては、体を抑える行為だけであってもそれ自体が暴力行為として子どもに受けとめられる場合もある。

また、お互いの力のエスカレートやせめぎ合いに発展し、職員による体罰につながりやすい危険性も考えられ、職員の感情のコントロールに気をつけなければならない。体で制止させる方法に類似した暴力行為を鎮める方法について、心理治療的アプローチの1つに子どもを抱きかかえる方法がある。西澤（1997）は、虐待を受けた子どもの攻撃性や爆発的な行動に対する治療的な関わりの基本として、治療者が子どもを「抱きかかえること」

(therapeutic holding) にいくつかの機能があるとし、攻撃性の直接的な行動上の表現を制限すること、子どもおよび治療者の身体的な安全を確保すること、さらに圧倒的な無力感を感じているはずの子どもに外部からコントロール感を与えることの三つをあげている。攻撃性の直接的な行動上の表現が制限されることによって、子どもは怒りを内的な感情として経験するようになり、攻撃性や怒りを行動的にではなく、言語的に表現する可能性が高くなることを述べている。ただし、虐待を受けた子どもはこうした感情を言語的に表現することに慣れておらず、場合によってはどのように表現すればいいのか知らない子どももいるため、子どもが感じていると思われる感情を言葉で伝える「感情のラベリング」という技法で治療者が子どもの感情を十分に理解しているということを子どもに伝え、感情を「名付ける」ことによって子どもの言語化を促すという働きも行い、こうした働きかけにより、「腹が立った」という感情の言語的な表現が可能となるという。これらの心理治療的アプローチの技法は子どもの攻撃性を鎮静し、行動化を言語化できるよう助け、適切な表現方法に導くことが可能となる点で、ケアワーカーである職員にとっても有効な方法といえる。また、思春期の子どもの問題行動への対応について行動化から言語化へ導く働きかけが大切であることを渡辺(2007)も述べており、言語化できるまでのプロセスをどう職員が支えていくか、暴力が生じた後の対応にとって重要であると考えられる。

さらに、タイムアウト(落ち着ける部屋に移ってもらう)や空間的に距離をおく対応もとられている。この手法も攻撃性を一時的に抑制するためには有効であると考えられるが、タイムアウトを行うときの言葉かけやどのような意図をもって行うか子どもに説明をする必要があると思われる。タイムアウトを罰則として行うのではなく、攻撃的感情を落ち着かせ、怒りの表現を言語化できるようにするためのプロセスの一つとして行うことが望ましいと考える。

こうしたことから職員は、暴力対応時には個々に咄嗟の緊急的判断と対応を迫られることが多く、多様な対応力を具体的に身につけておくなど、暴力が生じたときの危機的状況に備えた高度な専門性が求められる。危機的状況の介入における高度な専門性とは、状況の背景を発達面、心理面、成育歴、家族関係等、多面的にとらえる視点、背景をふまえた対応の知識や実践的技術を身につけること、さらには、子どもの権利を擁護する専門職として適切な判断力が必要であると考えられる。特に、専門職としての判断力を備えるためには、人権擁護観や倫理観を養っていく必要があると考える。

また、アンケート数値結果では、暴力を受けた職員の当時の経験年数で1~3年目の経験が短い時期が多かったことから、新任職員の研修など、経験年数1~3年の段階で暴力などの危機的状況の介入に関する多様で高度な専門的実践力を身につけていくことが必要と考える。

7. おわりに

本調査結果は主旨をご理解、ご賛同頂いた方のみのお返事であるため、結果には偏りがあるものと思われる。また調査は全国の児童養護施設職員を対象としたが、十分な回収率は得られず、全国の実態を示したものとは言えない。本調査結果は実態の一部にすぎないが、結果から得られた傾向や示唆を活かして、さらなる具体的な調査を検討していくことを今後の課題としたい。

最後に、調査にご協力いただいた多くの施設職員の皆様に深く感謝申し上げます。

注

- 1) 西澤哲は被虐待児に認められる多動性行動障害を ADHD から区別するために、ADHD 様症状と述べている。
- 2) ヘネシー澄子 (2004) によると反応性愛着障害の諸症状について、感情の抑制が困難であり、破壊的行動や自虐的、他虐待的な行動が見られ、人から情愛や愛情を受け入れず自分も与えないなど、愛着未形成を背景にかなり広範な問題を引き起こす特徴が示されている。

【引用・参考文献】

- ・浅井春夫監修 (2012) 「第3章 暴力問題への対応」『児童福祉施設・保育所 子どもの危機対応マニュアル』健帛社。
- ・NPO 法人こどもサポートネットあいち (2012) 「児童養護施設の暴力問題の調査報告」『平成 24 年度社会的養護等当事者へ進路自立支援相談事業』。
- ・NPO 法人こどもサポートネットあいち (2010) 「全国児童養護施設に入所している高校生・職員へのアンケート調査報告書」。
- ・遠藤由美 (2011) 「子どもの暴力問題を考える」『子どもと福祉 Vol 4』明石書店。
- ・黒田邦夫 (2009) 「施設内虐待の構造的問題とその克服に向けて」『子どもと福祉 Vol 2』明石書店。
- ・厚生労働省雇用均等・児童家庭局 (2008) 「児童の被虐待経験の有無、虐待の種類」10. 「児童の生活行動経験」20-21. 『児童養護施設入所児童等調査結果の概要』
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jidouyougo/19/index.html>。
- ・酒井佐枝子, 樋口耕一, 稲垣由子, 良原誠崇, 加藤寛 (2009) 「児童養護施設内における暴力内容に関する調査研究—暴力の全体的傾向—」『心的トラウマ研究』第 5 号, 19 - 27。
- ・佐藤郁哉 (2009) 「質的データ分析法」新曜社。
- ・杉山登志郎 (2007) 『子ども虐待という第 4 の発達障害』学習研究社。
- ・全国社会福祉協議会 (2009) 『子どもの育みの本質と実践』調査研究報告書。
- ・多賀太, 山口季音, 狩野博美, 吉田由似 (2012) 「児童養護施設における暴力の実態—A 県管轄下の全施設調査から—」『関西大学 人権問題研究室紀要』第 63 号, 99-124。
- ・田嶋誠一 (2011) 『児童福祉施設における暴力の理解と対応』金剛出版。
- ・東京都社会福祉協議会児童部 (2007) 「児童養護施設における児童の暴力問題に関する調査 報告」『紀要—平成 19 年度版』43-53。
- ・西澤哲 (1997) 『子どもの虐待—子どもと家族への治療的アプローチ』誠信書房。

- ・西澤哲 (1999) 『トラウマの臨床心理学』 金剛出版.
 - ・西澤哲 (2007) 『児童福祉施設における虐待を受けた子どもへの対応』 CCAP ブックス No. 9 社会福祉法人子どもの虐待防止センター発行.
 - ・西澤哲 (2009) 「社会的養護における不適切な養育」『子どもの虐待とネグレクト』 第 11 巻第 2 号, 145-153.
 - ・早川悟司 (2011) 「第 4 章 子どもから職員への暴力への対応」 浅井春夫編著『児童福祉施設・児童相談所・学校 子どもの暴力対応実践マニュアル』 健帛社.
 - ・ヘネシー澄子 (2004) 『子を愛せない母 母を拒否する子』 学習研究社.
 - ・森田ゆり (1999) 『子どもと暴力』 岩波書店.
 - ・森田善治 (2006) 『児童養護施設と被虐待児』 創元社.
 - ・吉村美由紀 (2012) 「児童養護施設における暴力の実態に関する考察—子ども間および子どもと職員間暴力の検討—」『福祉研究』 第 104 号.
 - ・渡辺久子 (2007) 「思春期における健康問題 問題行動」『小児内科』 Vol. 39 No9. 1375-1381.
- ※本研究は「NPO 法人こどもサポートネットあいち」(代表: 長谷川真人) (調査担当者: 吉村美由紀・長谷川真司・吉村謙) で実施した調査の一部として行われたものである。